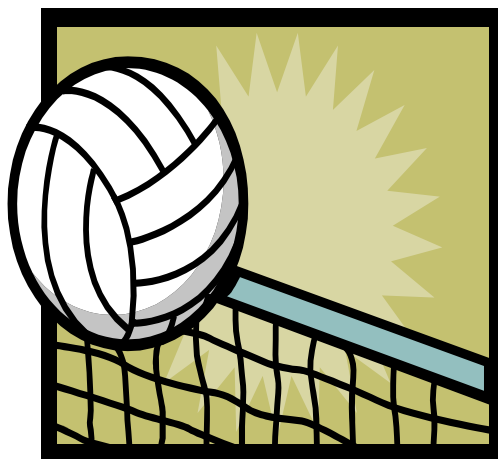
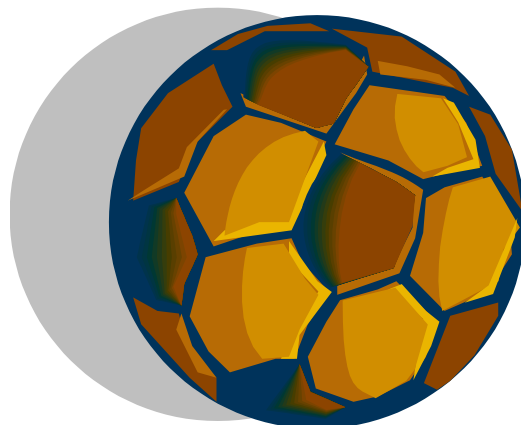


宝塚市立学校体育施設開放事業手引き



(令和 7 年 3 月改定)

目 次

1 学校体育施設開放とは	…………P.3
2 団体登録及び使用許可について	…………P.3
(1) 使用者の範囲	
(2) 団体の登録及び使用許可の手続きについて	
(3) 団体登録の取消し	
(4) 使用の制限及び使用許可の取消しについて	
3 学校体育施設運営委員会について	…………P.5
(1) 運営委員会の組織	
(2) 運営委員会の役割と業務	
(3) 運営業務委託について	
4 施設使用について	…………P.7
(1) 管理指導員の選出	
(2) 鍵の管理について	
(3) 使用にあたって守っていただくルール	
学校体育施設の使用上の注意	…………P.8
「学校体育施設開放事業」に関するQ & A	…………P.10
市の関係規程	…………P.12
関係法令	…………P.16

1 学校体育施設開放事業とは

学校体育施設開放事業とは、社会体育の振興のため宝塚市立小・中学校体育施設（運動場・体育館・武道場）を市民のスポーツ及びレクリエーション活動の場として提供するものです。

宝塚市立学校の体育施設の開放に関する規則に則り、小学校体育施設の開放を行う日及び時間は、学校運営に支障のない平日（月曜日から金曜日）午後３時から午後９時までと、土曜日・日曜日及び祝日の午前９時３０分から午後４時３０分の時間になります。中学校体育施設については、祝日を除く月曜日から土曜日の午後７時から午後９時までになります。ただし、学校体育施設を学校行事に使用するときや、その他宝塚市教育委員会が特に必要と認めるときは、開放を行わず、日時を変更することがあります。

当事業にて学校体育施設を使用するには、あらかじめ教育委員会から登録認定を受けた団体で、使用に当たり使用許可を受けなければなりません。また、事業の運営に係る登録団体間の調整などについては、学校体育施設運営委員会（以下「運営委員会」という）が行います。

2 団体登録及び使用許可について

（１）使用者の範囲

小学校体育施設（運動場・体育館）及び中学校体育施設（体育館・武道場）は、あらかじめ教育委員会の登録を受けた団体のみ利用できます。教育委員会の登録を受けるには、スポーツ及びレクリエーション活動を目的とした団体で、会員の５人以上が宝塚市内に在住・在学・在勤しており、満２０歳以上の責任者がいることが条件です。

（２）団体登録及び使用許可の手続きについて

団体登録及び使用許可については、申請受付期間内（毎年１月上旬～１月下旬まで）に、「学校体育施設登録団体認定申請書兼使用許可申請書」（以下、「認定申請書」という。）に必要書類を添えてスポーツ振興課に提出するか、所定の URL からオンライン申請をしてください。

後日、申請内容を審査のうえ「学校体育施設登録団体認定書兼使用許可書」（以下、「認定書」という。）を交付いたします。

認定後に申請内容（団体の代表者、連絡先、団体名等）に変更があったときには、「認定申請書」に該当事由を記入のうえスポーツ振興課に提出してください。

(3) 団体登録の取消し

登録団体が次の事項に該当すると教育委員会が認めたときには団体登録を取り消すことがあります。

- ・宝塚市立学校の体育施設の開放に関する規則の規定に違反したとき。
- ・偽りその他不正な行為により登録を申請し、認定を受けたとき。
- ・施設、設備、備品等を故意又は重大な過失により滅失し、損傷し、又は汚損したとき。
- ・その他、教育委員会がその登録を不適當と認めるとき。

(4) 使用許可の制限及び取消しについて

以下の1, 2, 3に該当する場合は、学校体育施設の使用を許可しません。又、以下の4, 5, 6, 7, 8に該当する場合は、教育委員会が使用許可を取り消し、使用条件の変更や使用の停止などを行うことがあります。

1. 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
2. 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
3. その他、教育委員会がその使用を不適當であると認められるとき。
4. 施設を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
5. 使用者が偽りその他不正な行為により使用を申請し、許可を受けたとき。
6. 使用者が規則の規定又は使用許可の条件に違反したとき。
7. 使用の制限に該当する事由が判明し、又は生じたとき。
8. 学校保安に関わる事由が発生しているにも関わらず、その報告や相談が遅れたとき。

3 学校体育施設運営委員会について

(1) 運営委員会の組織

学校体育施設開放事業の実施主体は、開放事業の実施校ごとに設置された学校体育施設運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の委員です。

運営委員会について、小学校に関しては登録団体の代表者と校長、中学校に関しては登録団体の代表者で構成し、委員長は登録団体の代表者の中から選出します。委員長の変更があったときには「学校体育施設運営委員会 委員長変更届」をスポーツ振興課に提出してください。

- ・委員長 運営委員会を代表して業務を総括する責任者です。登録団体の代表者から1名選出します。
- ・運営委員 運営委員会のメンバーとして登録団体間の日程調整等問題事項について協議します。

※小学校については、学校長が顧問として参画し、学校体育施設が学校の行事やイベント等で利用できない日を報告するなど学校運営に支障が出ないように調整します。

※基本的な構成は以上ですが、各運営委員会の話し合いで庶務担当などの役割に応じた役員などを選出していただくことも可能です。

(2) 運営委員会の役割と業務

運営委員会では、各登録団体の利用時間調整等、学校施設開放事業の運営に必要な業務を行います。主な業務は以下のとおりです。

【運営委員会の開催】

運営委員会を開催し、各登録団体の利用時間調整や問題事項について協議を行っていただきます。

【使用計画書及び使用報告書の提出】

運営委員会での協議結果を踏まえ「学校体育施設使用計画書」を使用前月の末日までに、また、「学校体育施設使用報告書」を使用月の翌月10日までに、スポーツ振興課へ提出していただきます。1ヶ月以上、ご提出が無い場合、委託料の返金を求め、また全ての利用団体の学校体育施設の利用を停止させていただく場合がございます。

【運營業務委託に係る業務】

年度当初に市と運営委員会で運營業務委託契約を締結しますので、運営委員長名での契約書作成と委託料の請求、年度末に委託料の精算を行っていただきます。

【体育施設の鍵の管理台帳の整備】

小学校体育施設を利用いただくにあたり、各登録団体へ必要な鍵を借用いたしますので、運営委員会で各登録団体から提出された借用書を取りまとめのうえ、鍵の管理台帳を作成し、スポーツ振興課へ提出していただきます。

ただし、団体より活動休止などの連絡があった際には、その団体の持つ鍵を回収しスポーツ振興課へ返却してください。

(3) 運營業務委託について

学校体育施設開放事業の運営にあたり、市と運営委員会で委託契約を締結し、市から運営委員会へ委託料として年額30,000円を支払います。

【委託契約締結及び委託料請求】

年度当初、各運営委員会の委員長あてに委託契約書2部、委託料請求書1部をスポーツ振興課より送付いたしますので、契約内容を十分ご理解いただき、契約書2部、請求書に署名・捺印のうえ、契約書1部と請求書1部をスポーツ振興課へご返却ください（契約書1部は運営委員会で保管してください）。押印は運営委員長の私印をご使用ください。委託料30,000円は、第7条委託料の支払いに定める期日に指定の口座へ振り込みいたします。

【委託料精算手続き】

年度末に委託料の精算を行うにあたり、スポーツ振興課より運営委員長へ実績報告書及び収支決算書等を送付いたしますので必要事項を記入のうえ、スポーツ振興課へご提出ください。

その際、収支決算書とともに必ず領収書を添付してください。インターネット上での購入で、領収書が出ない場合は、購入時の詳細が分かる明細を添付してください。

※領収書の宛名は『〇〇学校体育施設運営委員会 委員長〇〇〇〇』としてください。

※公金ですので、用途を明確にしなければなりません。取扱いについては、十分注意してください。

【委託料の使途について】

委託料の使途に関しては、運営委員会で協議し、事務に係る経費のほか、にがりや石灰、モップ等の施設運営に必要な消耗品等の購入に充ててください。

各登録団体が個別に使用するための物品は、委託料を使用して購入しないでください。精算手続きの際に、不適格と判断される場合には、その費用分も戻入いただきます。

印刷製本費	会議資料等作成のための印刷 ⇒ コピー代
会議費	運営委員会資料作成のための用紙または運営委員会会議にかかるお茶及び水
消耗品費	事務消耗品 学校施設を利用するため、それに関係するもの (例) トイレ使用⇒トイレットペーパー 体育館使用⇒掃除用具 (モップなど) 運動場使用⇒石灰、真砂土、にがり、トンボ (レイキ) など その他⇒コーン、トラバーなど

※上記購入の際は、運営委員会内で十分協議のうえ購入してください。

4 施設使用について

(1) 使用にあたって守っていただくルール

学校体育施設開放事業では、学校運営に支障が出ないよう安全かつ適切に学校体育施設を使用していただく必要があります。「学校体育施設をお借りしている」という認識を全利用者が持ち、ルールを守って使用してください。

子どもの教育のための大切な財産をお互いが気持ちよく使用できるようルールを守り、適切な利用に努めてください。

(2) 管理指導員の選出

登録団体は学校体育施設を使用するにあたり管理指導員を選出し、使用中は管理指導員を配置する必要があります。

管理指導員は、施設設備の管理(消灯、戸締り、整理整頓、及び施錠)、使用者の指導、事故防止、日誌の作成など適切な施設使用に必要な業務を行います。なお、管理指導員が指導する範囲は、自身の所属している団体のみとなります。

(3) 鍵の管理について

学校開放事業では、学校体育施設を利用することから、鍵の管理については十分な配慮をしていただきます。

小学校については、教育委員会から各団体へ鍵を1セット貸与いたします。複製は厳禁ですのでご注意ください。運営上、やむを得ない事情等により複数の鍵が必要な団体はスポーツ振興課と協議をしてください。また、鍵の借用期間については最長1年間としているため、登録団体は鍵借用書を年1回作成し、所属する運営委員会へ提出してください。運営委員会では、登録団体から提出された鍵借用書を取りまとめ、鍵の管理台帳に記入し、スポーツ振興課へ提出してください。

中学校については、校門付近に校門の鍵及び体育館キーボックスの鍵を入れた暗号入力型のキーボックスがありますので、運営委員会で管理を行ってください。

万が一、紛失や破損をしてしまった場合は、スポーツ振興課へ速やかにご連絡下さい。その後、紛失時の状況を確認させていただきますので、時系列を正確にまとめてスポーツ振興課に報告してください。

また、鍵が発見されるまでの期間中は保安上の観点から、全ての団体の使用を制限する場合があります。

紛失した時には鍵の付け替え作業が発生し、その費用を負担していただくことになりますので、鍵の保管管理には十分注意を払ってください。

(4) 学校への問い合わせ

施設使用時に問題が発生した際は、学校（教員が残っている場合でも）に直接相談せずに下記の緊急連絡先に連絡をして指示を仰ぐようお願いします。

<緊急連絡先>

スポーツ振興課	TEL : 0797-77-9117	(平日の9時から17時30分)
市役所防災センター	TEL : 0797-71-1141	(上記以外の時間帯)

学校体育施設の使用上の注意

【車の乗り入れについて】

小学校の駐車可能スペースは決して広くなく、また児童の安全の確保についてもご考慮いただき、自家用車の乗り入れは極力ご遠慮ください。

中学校については、多くの学校で駐車台数制限がありますので、その台数を守ってください。

学校周辺の路上に違法駐車は絶対にしないでください。

【ごみの持ち帰り】

使用後の清掃は勿論のこと、ゴミ、弁当の空箱等については、各自が責任をもってお持ち帰りください。

【整理整頓】

学校の備品を使用された場合は、元にあった場所に返却してください。万が一、備品や施設を破損・損傷させた場合は、速やかにスポーツ振興課に報告し、現状復旧の費用負担を含め指示に従ってください。

【施設・備品の損傷破損及び賠償責任について】

施設・備品を損傷・破損させた場合は、その理由によりましては、現状復旧させるための費用を賠償していただく場合があります。また、活動中に近隣住民の方へ被害を与えた場合には、加害者として直接対応をしていただきます。くれぐれも近隣住民の方々に迷惑を掛ける行為はしないようにしてください。また、校舎・倉庫・体育館内部の壁にボール等をあてての練習は絶対しないで下さい。

最近、学校の近隣にお住まいの住民の方から、住居の屋根・窓・その他の損傷に対する苦情が、教育委員会に寄せられています。被害者からの賠償請求に発展するケースも考えられますのでご留意ください。

特に体育館は、丁寧に使ってください。子どもがステージの上で遊んだり、緞帳にぶらさがったりすることのないようにしてください。床・壁についても破損・損傷させないようにご留意ください。

【喫煙について】

県条例により学校敷地内及び学校敷地周辺での喫煙は禁止となっております。自家用車の中や校門付近など体育施設外であっても同様に一切禁止します。たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、小中学校の施設を使用する団体として条例を遵守してください。県条例を遵守せずに喫煙が確認された場合は、使用許可を取り消します。

【学校行事等との利用調整について】

現在、地域コミュニティ活動が大変盛んになってきており、学校を利用する機会も増えてきております。そのため、学校あるいは関係団体から学校施設を使いたいとの要請があった場合は、学校事情最優先による調整等、ご理解とご協力をお願いします。

【電気水道の使用について】

学校施設は規模が大きいため電気や水道の使用量も大きく、普段の学校運営でも子どもたちも含め学校全体で節減に取り組んでいます。しかし、電気の消し忘れや水の出しっぱなしがあると学校の光熱水費の単価が上がり学校運営にも支障がでてきます。体育館の照明や水道の使用にあたっては、適切な使用とともに、必ず代表者若しくは管理指導員による消灯や蛇口の閉栓確認を確実にを行い、節電節水に努めてください。

【近隣住民への配慮】

周辺が住宅地に囲まれている学校が多くあり、学校運営は近隣の皆様のご理解ご協力で成り立っています。施設利用で発生する音で近隣住民の方の生活の妨げになることがないように、使用中の大きな音には注意してください。

また、使用許可を受けている時間を厳守いただき、施設利用後はすみやかに解散し、敷地内や敷地周辺で集まって話をするなどで近隣にお住いの住民へのご迷惑とならないようご配慮をお願いします。

【警報時の対応】

施設を使用する当日に、宝塚市内に暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報が一つでも発表されている場合は、安全確保のため、施設の使用を中止してください。活動時間前に警報が解除されていまして、当日は使用できません。

万が一、施設使用中に警報が発表された場合は、その場で一時待機をする等、状況に応じて安全確保に努めてください。

酷暑の取り扱いについては、日本気象協会のホームページや環境省の暑さ指数等の熱中症注意情報を確認いただき、各団体において適時適切な対応を行ってください。

「学校体育施設開放事業」に関するQ & A

・活動時間は？

(回答) 小学校体育施設については、学校運営に支障のない平日（月曜日から金曜日）の１５時から２１時までと土・日・祝日の９時３０分～１６時３０分の時間帯で使用いただけます。

中学校体育施設については、祝日を除く月曜日から土曜日の１９時から２１時までになります。

ただし、学校体育施設を学校行事や選挙に使用するとき等、急遽使用不可となる場合がありますので、ご注意ください。

・親睦会等で校舎内に入りたい場合はどうしたらよいか？

(回答) 校舎内の使用は禁止します。

・運営委員会内の役職について

(回答) 運営委員会の委員長は、３月末までの運営委員会で庶務係とともに選出していただきます。学校によって庶務係は運動場利用団体側と体育館利用団体側で２名選出されるところもございます。

・管理指導員の役割について

(回答) 管理指導員につきましては、各団体から代表者とは別に１名選出していただき、鍵の管理や施設を適切に使用するよう指導してもらいます。また施設使用後に、水道の閉栓や消灯、施錠確認を行ってください。

・管理運営委員会の通帳を持つのはだれか？

(回答) 基本的には委員長が管理してください。会計役職を設置する場合は、例外的に担当者が管理していただいても構いません。

・鍵の施錠は誰がするのか？

(回答) 利用後は利用団体の管理指導員が施設の施錠を行っていただきます。

・管理指導員は月毎に代わってもよいか？

(回答) 各登録団体に原則１人です。しかし、代理で業務を行っていただくことは可能です。

・管理指導員、不在時は代理を出しても良いのか？

(回答) 利用後における水道閉栓や消灯、施錠のチェック、運営委員会への活動報告につきましては、代理の方が責任を持ってやっていただければ問題ありません。

・近隣の方々からのクレーム対応は？

(回答) 原則、各団体の管理指導員及び運営委員会で対応していただきます。

・運営委員会への活動報告はどのようにするのか？

(回答) 所属している運営委員会に確認してください。

・運営委員会からスポーツ振興課への使用計画書等の提出はどのようにするのか？

(回答) 委託費を使用して郵送いただくか、エクセルファイルをメールで送信、またはご持参いただきますようお願いいたします。

・学校行事等で使用できない日をどうやって把握するのか？

(回答) 小学校に関する情報については、各学校で開催される運営委員会にて校長若しくは教頭先生が情報提供いたします。

中学校に関する情報については、スポーツ振興課から運営委員長へ情報提供いたしますので、運営委員会内で周知していただきます。

・活動日当日に、急きょ事情により学校が利用できなくなった場合等の連絡は、どのようにしていただけるのか？

(回答) スポーツ振興課から当日の利用団体へ連絡を入れさせていただきます。

・利用中、窓が割れた時や事故が起きたときの連絡先は？

(回答) 原則、スポーツ振興課へ連絡していただき、スポーツ振興課から学校へ連絡します。可能であれば、初期対応は現場でしていただき、学校運営に影響がないように応急処置等、適切なご対応をお願いします。

市の関係規程

宝塚市立学校の体育施設の開放に関する規則

平成 22 年 2 月 24 日
教育委員会規則第 1 号

注 平成 30 年 3 月 22 日教委規則第 2 号から条文注記入る。

宝塚市立小学校の体育施設の開放に関する規則(昭和 63 年教育委員会規則第 2 号)の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会体育の振興を図るため、宝塚市立小学校の体育館及び運動場並びに宝塚市立中学校の体育館及び武道場(以下「学校体育施設」という。)を市民のスポーツ及びレクリエーション活動の場として提供すること(以下「開放」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令 2 教委規則 4・一部改正)

(開放日時)

第 2 条 開放を行う日及び時間は、次のとおりとする。ただし、学校体育施設を学校行事に使用するときその他宝塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、開放を行わず、又は開放を行う日時を変更することができる。

区分	開放を行う日	開放を行う時間
小学校	土曜日、日曜日及び <u>国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)</u> に規定する休日	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
	上記以外の日	午後 3 時から午後 9 時まで
中学校	月曜日から土曜日まで(<u>国民の祝日に関する法律</u> に規定する休日を除く。)	午後 7 時から午後 9 時まで

(平 31 教委規則 7・令 2 教委規則 4・一部改正)

(使用者の範囲)

第 3 条 学校体育施設を使用できるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体で、教育委員会の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)とする。

- (1) スポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体であること。
- (2) 市内に在住し、在学し、又は在勤する者が 5 人以上所属する団体であること。
- (3) 満 20 歳以上の責任者がいる団体であること。

(平 30 教委規則 2・一部改正)

(登録の申請)

第 4 条 前条の登録を受けようとする団体の代表者は、教育委員会が指定する期間に学校体育施設登録団体認定申請書(以下「登録団体認定申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の認定等)

第5条 教育委員会は、登録団体認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、登録団体として認定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により登録団体として認定したときは、当該団体に対し学校体育施設登録団体認定書を交付するものとする。

3 登録団体の代表者は、登録団体認定申請書の内容に変更が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(平30教委規則2・令2教委規則4・一部改正)

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) この規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により登録を申請し、認定を受けたとき。

(3) 施設、設備、備品等を故意又は重大な過失により滅失し、損傷し、又は汚損したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がその登録を不適當と認めるとき。

(使用の申請及び許可)

第7条 学校体育施設を使用しようとする登録団体の代表者は、あらかじめ学校体育施設使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用許可申請書の提出があったときは、使用の目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、その使用を許可するものとする。この場合、教育委員会は条件を付することができる。

3 教育委員会は、学校体育施設の使用を許可したときは、学校体育施設使用許可書を交付するものとする。

(使用許可の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校体育施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。

(3) 学校体育施設の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

(使用目的の変更等の禁止)

第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用の停止を命じることができる。

(1) 公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(2) 使用者が偽りその他不正な行為により使用を申請し、許可を受けたとき。

(3) 使用者がこの規則の規定又は使用許可の条件に違反したとき。

(4) 第8条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

2 教育委員会は、前項の規定による使用許可の取り消し、使用の条件の変更、又は使用の停止により使用者が損害を受けた場合においても、これに対して補償の責めを負わない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、この規則に別に定めがあるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 次条に規定する管理指導員を選出し、使用中は当該管理指導員を配置すること。

(2) 使用中は、善良な管理のもとに使用すること。

(3) 使用後は清掃、整頓を行い原状に回復すること。

(4) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育上又は学校の施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(平30教委規則2・一部改正)

(管理指導員)

第12条 管理指導員は、施設設備の管理、使用者の指導、事故の防止その他学校体育施設の使用に関し教育委員会が必要と認める業務を行うものとする。

(平30教委規則2・追加、令2教委規則4・一部改正)

(使用者の賠償責任等)

第13条 使用者は、学校の施設、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 学校の施設の使用中に発生した事故は、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(平30教委規則2・旧第12条繰下)

(運営委員会の設置)

第14条 開放の実施にあたり登録団体間の調整を図るため、各学校に学校体育施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(平30教委規則2・旧第13条繰下)

(運営委員会の組織等)

第15条 運営委員会は、小学校にあつては学校長及び登録団体の代表者をもって、中学校にあつては登録団体の代表者をもって組織する。

2 運営委員会には委員長を置き、委員長は登録団体の代表者から選出する。

(平30教委規則2・旧第14条繰下・一部改正、令2教委規則4・一部改正)

(使用計画書等の提出)

第16条 運営委員会は、毎月末日までに、その翌月の学校体育施設の使用の予定等を記載した学校体育施設使用計画書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 運営委員会は、毎月末日までに、その前月の学校体育施設の使用状況等を記載した学校体育施設使用報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(平 30 教委規則 2・旧第 15 条繰下)

(様式)

- 第 17 条 この規則に規定する登録団体認定申請書等の様式は、別に教育長が定める。

(平 30 教委規則 2・旧第 16 条繰下)

(施行の細目)

- 第 18 条 この規則に定めるもののほか、開放の実施に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(平 30 教委規則 2・旧第 17 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の宝塚市立小学校体育館の開放に関する規則の規定によりなされた登録申請、認定その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則(平成 30 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年教委規則第 4 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

関係法令

教育基本法

第12条 第1項省略

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

学校教育法

第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

スポーツ基本法

（学校施設の利用）

第13条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

社会教育法

（学校施設の利用）

第44条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

（学校施設利用の許可）

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。